

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

令和元年 6 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）別表第 11 に掲げる免許職種

2 試験の科目

学科試験（指導方法）

区分	科目
全科目共通	職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導 職業訓練関係法規

3 受験資格

(1) 法第 44 条第 1 項の規定による技能検定に合格した者又は規則第 45 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項に該当する者のうち、規則第 46 条の規定により実技試験の全部及び学科試験（関連学科）の全部が免除となる者

(2) 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者

4 試験の期日及び場所

令和元年 9 月 6 日（金曜日）

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階 11 号会議室

5 受験申請の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書（写真は、申請前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。）

イ 履歴書

ウ 3の(2)のアに該当しないことを証する書面

(ア) 本籍地の市町村で発行する「身元証明書」

(イ) 法務局で発行する「登記されていないことの証明書」

エ 受験資格を証する書面

オ 試験の免除を受けようとする者にとっては、免除資格に該当することを証する書面

(2) 受験手数料

3,100円（学科試験）

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんので御注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県産業労働部産業人材課スキルアップ担当（新館9階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

(4) 受験申請書類の提出期間

令和元年7月1日（月曜日）から同月31日（水曜日）までとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7月31日の消印のあるもの

まで受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を審査し、受験資格を認めたときは、後日受験票を本人に送付します。

6 合格発表

合格者の受験番号を令和元年9月20日(金曜日)に佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載するとともに、受験者には合否の通知を行い、合格者については合格証書を郵送します。

7 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参の上、直接開示場所へおいでください。

なお、電話での開示請求はできませんので御注意ください。

開示請求を することができる人	開示する内容	開示請求をすることができる 期間	開示請求を することができる 場所
受験者本人 のみ	学科試験得点 (科目別得点 を含む。)	合格発表の日から1か月間 (土曜日、日曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休 日を除き、午前8時30分から 午後5時15分まで)	産業労働部産 業人材課

8 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、以下の場所において配布します。

ア 佐賀県産業労働部産業人材課

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7310

イ 佐賀県立産業技術学院

多久市多久町 7183 - 1

電話番号 0952-74-4330

ウ 佐賀県職業能力開発協会

佐賀市成章町 1 - 15

電話番号 0952-24-6408

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、宛先を明記の上、140 円切手を貼った返信用封筒（角形 2 号封筒（縦 33.2 センチメートル、横 24 センチメートル程度））を同封し、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県産業労働部産業人材課に申し込んでください。

- (2) 受験手続について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課スキルアップ担当（電話番号 0952-25-7310）に問い合わせてください。